平成２１年（フ）第４６７号
静岡県沼津市常盤町３―15―４　コモドアビターレ102、住民票上の住所静岡県沼津市真砂町20番地の15
債務者　森田　裕美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５１９号
静岡県伊東市湯川２丁目16番19号　鈴木アパート２Ｆ１号
債務者　髙井　文子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
愛知県一宮市平和３丁目11番地７　コーポ欅201号
債務者　林　　貞次
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第５１０号
愛知県一宮市花池４丁目19番３―506号　県営花池住宅
債務者　齋藤　睦夫
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１２０号
三重県多気郡明和町大字有爾中243番地
債務者　節安　隆義
1　決定年月日時　平成21年11月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第６４号
三重県熊野市久生屋町802番地の１
債務者　間部　尚子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第６８５号
京都市伏見区竹田久保町２番地98　加ヤビル１Ｆ
債務者　中華料理睦月こと　小山　裕之
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６５９号
京都市北区小山上初音町23―202、住民票上の住所大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町４丁６番51号
債務者　西川　輝美
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７１３号
京都市右京区西院日照町47番地６　八雲マンション旧舘207号
債務者　濵田　　真
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４６号
京都府宇治市宇治蔭山59番地の72
債務者　明神　澄江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８１号
京都市下京区中堂寺北町14番地の３
債務者　佐藤　忠良
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４３号
京都市上京区千本通一条上る北伊勢殿構町695番地　グラン・コート千本一条503号
債務者　清田真紀子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４７号
京都府宇治市宇治大谷１番地の10
債務者　文森加保子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５６号
京都府京田辺市薪水取55番地５
債務者　中島　敦子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８９７号
京都市左京区岩倉南平岡町２番地３　カーサフジキ205
債務者　桐　　里江
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０５号
京都府宇治市神明宮北104番地の12
債務者　美工吉晃こと青谷吉晃こと　青谷　喜尚
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９６２号
京都市左京区下鴨貴船町49番地２　貴船マンション203
債務者　的場　鉄也
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係